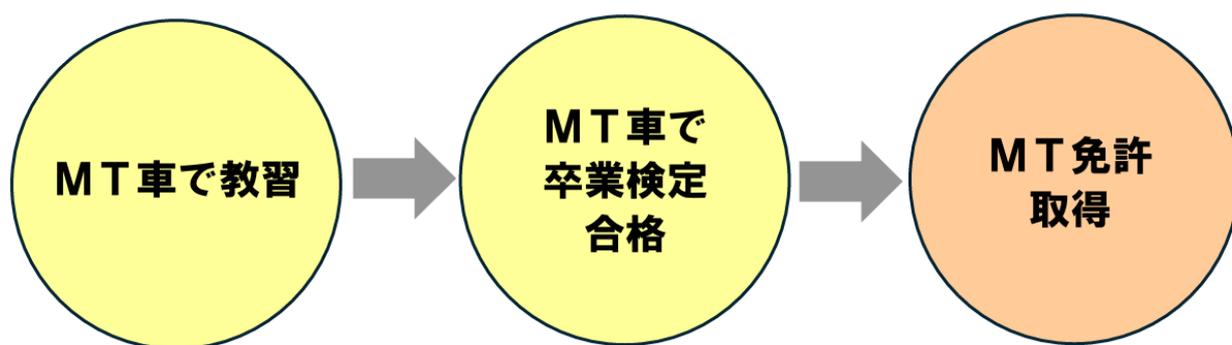


## 2025年4月1日以降に普通MT免許で入所ご希望のお客様へ

2025年4月1日より施行される「道路交通法施行規制の一部を改正する内閣府令」を受け、2025年4月1日以降に「普通車MT免許」取得でお手続き及び、ご入所されるお客様は下記の流れでMT免許取得を目指していただきます。

《2025年3月30日までにご入所された方》



《2025年4月1日以降にご入所の方》

- ① AT車で入所後、卒業検定に合格する。
- ② AT限定解除審査で入所する。
- ③ MT車にてAT限定解除教習(最短4時限・所内のみ)を行う。
- ④ MT車にて技能審査に合格する。
- ⑤ MT技能審査合格後、本免学科試験を受験して合格すると「普通車MT免許」が交付される。



※ご不明な点がございましたら、教習所までお問い合わせください。